

電子申請（ぴったりサービス）について

電子申請ぴったりサービス画面へのリンクはこちらです

→保育園等の利用申込【1月】は [こちら](#) から

【公開期間 (16)電子申請締切日のとおり】

→保育園等の利用申込【2月】は [こちら](#) から

【公開期間 (16)電子申請締切日のとおり】

→保育園等の利用申込【3月】は [こちら](#) から

【公開期間 (16)電子申請締切日のとおり】

→保育園等の利用申込【4月1次】は [こちら](#) から

【公開期間 (16)電子申請締切日のとおり】

→保育園等の利用に係る現況届は [こちら](#) から

【令和5年度現況届の公開期間：10/1～10/25】

- (1) ぴったりサービスの申請締切日は、窓口申請締切日と異なります。
- (2) 受付日が重複する月は、入所希望月によってぴったりサービス申請の入口が異なります。
- (3) ぴったりサービス申請期間中は 24 時間いつでも申請することができますが、システム管理等のため一時的に利用ができない場合があります。
- (4) 複数の児童をお申込みいただく場合は、児童1人ごとに申請が必要です。
- (5) ぴったりサービスでの申請受付後、各区で書類審査を行います。ぴったりサービスのステータスが「完了」になるまでは受付審査中です。
- (6) ぴったりサービス申請状況確認期間に、ステータスが「完了」になっていることを確認していただき、ステータスが「完了」になっていない場合は、申請した翌月の5日（土日等閉庁日に当たる場合は直後の開庁日。4月2次受付は2月26日）17時15分までに、申請した園の所在する区の福祉課に連絡してください。
- (7) 就労証明書等の添付書類が不足しているなど、申請内容に不備があった場合はステータスが「要再申請」になります。その場合は、第一希望の園が所在する区の福祉課から電話又はメールで連絡しますので、申請時には日中に連絡がとれる先の電話番号を入力してください。また、広島市のメールアドレス（@city.hiroshima.lg.jp）のメールが受信できるように設定しておいてください（申請内容に不備があり、入所選考等に必要な情報の確認ができない場合は、選考不能（申請無効）となります。）。

- (8) 申請後に希望する保育園等の追加など、申請情報の変更をする場合は、再度、申請締切日までにぴったりサービスまたは窓口で申請していただく必要があります。
- (9) 申請を取り下げる場合は、申請した園の所在する区の福祉課に連絡してください（取下げをしない場合、申請月の結果が保留（待機）となっても翌月以降も審査が継続しています。）。
- (10) ぴったりサービスの申請時、父母両方の保育を必要とする理由を証明する書類（就労証明書等）のデータを添付ファイルとして登録することになりますので、事前にスキャナやカメラ等でデータ化し、準備してください。また、添付ファイルが読み取れない場合など改めて原本の提出を依頼させていただくことがありますので、大切に保管しておいてください。
- (11) ぴったりサービスでの申請後、添付書類に原本を必要とする書類（医師の診断書、通園・通学証明書、被災証明書、在学証明書、配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書及び戸籍全部事項証明書）は原本の確認のため、申請期間内に区福祉課へ原本をご持参いただくか郵送での提出が必要です。郵送の場合は、「ぴったりサービスでの申請年月日」、「申請に係る児童と保護者の氏名」、「児童の生年月日」が分かるようにして提出していただく必要があります。
- (12) 申請の際は、申請書に記載していただく内容を、ぴったりサービスのフォームから入力していただくことになります。入力内容は多岐にわたりますので、あらかじめ申請書に記入したものを準備した上で、その内容を入力することをお勧めします。
- (13) 申請を希望する保育園等は、事前に児童同伴で見学を行った上で、必ず利用可能な保育園等を申請していただきますようお願いいたします。
- (14) 入所日までに広島市に住所を移動される方も申請ができます。広島市にご住所がない方（転入予定のない方）は申し込みできません。広島市外の方が広島市内の施設をご利用される場合は、お住いの市町村で広域入所の手続きをしてください。
- (15) 申請に対する結果通知（利用調整結果の発送日）は、申請方法に関わらず、申請保護者のご住所（原則、住民票のある）へ発送日に郵送で発送します。
- (16) 電子申請締切日
- ぴったりサービスの締切日は、窓口締切日と異なります。

令和 5 年度入所希望月	窓口での申請期間	ぴったりサービス 申請期間（公開期間）	ぴったりサービス 申請状況確認期間
1 2 月入所	～R5. 11. 10	R5. 10. 11～R5. 10. 31	R5. 11. 1～R5. 11. 5
1 月入所	～R5. 12. 11	R5. 11. 11～R5. 11. 30	R5. 12. 1～R5. 12. 5
2 月入所	～R6. 1. 10	R5. 11. 24～R5. 12. 22	R6. 1. 1～R6. 1. 5
3 月入所	～R6. 1. 10	R5. 11. 24～R5. 12. 22	R6. 1. 1～R6. 1. 5

令和6年度入所希望月	窓口での申請期間	ぴったりサービス 申請期間（公開期間）	ぴったりサービス 申請状況確認期間
4月入所（1次受付）	R5. 11. 24～R6. 1. 10	R5. 11. 24～R5. 12. 22	R6. 1. 1～R6. 1. 5
4月入所（2次受付）	R6. 2. 19～R6. 2. 26	R6. 2. 19～R6. 2. 20	R6. 2. 21～R6. 2. 25
5月入所	R6. 2. 27～R6. 4. 10	R6. 2. 27～R6. 3. 31	R6. 4. 1～R6. 4. 5
6月入所	～R6. 5. 10	R6. 4. 11～R6. 4. 30	R6. 5. 1～R6. 5. 5
7月入所	～R6. 6. 10	R6. 5. 11～R6. 5. 31	R6. 6. 1～R6. 6. 5
8月入所	～R6. 7. 10	R6. 6. 11～R6. 6. 30	R6. 7. 1～R6. 7. 5
令和6年度入所希望月	窓口での申請期間	ぴったりサービス 申請期間（公開期間）	ぴったりサービス 申請状況確認期間
9月入所	～R6. 8. 13	R6. 7. 11～R6. 7. 31	R6. 8. 1～R6. 8. 5
10月入所	～R6. 9. 10	R6. 8. 14～R6. 8. 31	R6. 9. 1～R6. 9. 5
11月入所	～R6. 10. 10	R6. 9. 11～R6. 9. 30	R6. 10. 1～R6. 10. 5
12月入所	～R6. 11. 11	R6. 10. 11～R6. 10. 31	R6. 11. 1～R6. 11. 5
令和7年1月入所	～R6. 12. 10	R6. 11. 12～R6. 11. 30	R6. 12. 1～R6. 12. 5
令和7年2月以降の申請期間は決まり次第更新します。（令和6年10月頃）			